

平成 29 年第 5 回

# 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成29年第5回教育委員会会議

1 日 時 平成29年3月9日(木) 13時30分～15時20分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	池 田	光 司
委 員	池 田	官 司
委 員	佐 藤	淳
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	山 根	直 樹
教育政策担当係長	野 切	卓
教育政策担当係長	堀 川	信 乃
生涯学習推進課長	大 場	智 裕
生涯学習係長	近 藤	光 雄
生涯学習係員	永 山	明日香
学校施設担当部長	本 居	文 男
学校規模適正化担当課長	永 澤	美 樹
学校規模適正化担当係長	河 合	俊 邦
学校規模適正化担当係員	小野寺	純 一
学校規模適正化担当係員	恩 田	菜都美
保健給食課長	石 崎	勝 則
給食制度担当係長	居 島	隆 宣
給食係員	湯 谷	一 紀
学校教育部長	引 地	秀 美
教育推進課長	仙 波	晴 彦
学事係員	福 田	憲 司
学事係員	岡 本	まりあ
高等学校プロジェクト担当係長	小 林	英 輔
教育課程担当課長	長谷川	正 人
中等教育学校担当係長	廣 川	雅 之
教職員担当部長	檜 田	英 樹
教職員人事担当課長	早 川	修 司
文化部長	川 上	佳津仁

文化財課長	櫛 引 重 一
文化財係長	青 木 う み
文化財係員	松 崎 悦 子
総務課長	竹 村 真 一
庶務係長	國 方 大 翼
書 記	吉 田 望

4 傍聴者 3名

5 議 題

報告第1号 第3次札幌市生涯学習推進構想について  
議案第1号 札幌市立高校教育改革方針の策定について  
議案第2号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案  
議案第3号 札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則案  
議案第4号 札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案  
議案第5号 札幌市立小中学校適正配置審議会設置規則案  
議案第6号 札幌市就学援助審議会に対する諮問について  
議案第7号 札幌市就学援助審議会委員の委嘱又は任命について  
議案第8号 札幌市文化財保護審議会委員の委嘱又は任命について  
報告第2号 学校管理職の人事について

## 【開 会】

○長岡教育長 これより、平成29年第5回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、池田官司委員と佐藤淳委員にお願いいたします。

本日は、阿部夕子委員、長田正寛委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日の議案第7号と議案第8号は、附属機関の委員の任免に関する事項、報告第2号は、人事に関する事項であります。

教育委員会会議規則第14条第2号及び第3号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第7号、第8号及び報告第2号は、公開しないことといたします。

## 【議 事】

### ◎報告第1号 第3次札幌市生涯学習推進構想について

○長岡教育長 報告第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 報告第1号について、御説明します。

第3次構想につきましては、現構想であります第2次構想が今年度で計画期間を終え、社会環境にも変化が見られたことから、今後の概ね10年間の生涯学習施策の指針として、新たに策定するものであります。

昨年12月20日の教育委員会会議におきまして、本市の内部委員会である生涯学習総合推進本部会議で決定いたしました構想（案）について、御報告させていただきました。その後、今年の1月10日から2月8日までの期間にパブリックコメントを行い、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

本日は、市民の皆様からの御意見を考慮した結果、本構想について一部修正を加えたことから、報告させていただくものであります。

なお、第3次構想につきましては、教育委員会の施策だけではなく、札幌市全体の生涯学習施策を包含する計画であることから、札幌市全体での決定事項となります。

このため、教育委員会での議決という形ではなく、会議での御報告という形で、本日御説明させていただくものであります。最終的には、市長の決裁をもって構想策定となります。

それでは、まず、パブリックコメントで寄せられた市民の皆様からの御意見について、御説明させていただきます。

お配りした資料の「パブリックコメント」というインデックスがついたページをご覧ください。

1枚おめくりいただき、中ほど2番目の「意見の内訳」についてですが、27名の市民の方々から78件の御意見をいただきました。

なお、パブリックコメントの周知につきましては、広報さっぽろや札幌市ホームページでの周知のほか、市民活動団体向けのメールマガジンや広報さっぽろの地デジやスマホアプリによる情報提供、本庁舎正面玄関のデジタルサイネージ等での情報配信を行いました。

また、市内の公共施設、各大学等での配架に加え、期間内に行われたイベントでのPRや生涯学習センターで活動する市民ボランティア向けの構想（案）についての勉強会を行うなど、本書700部、概要版1,800部を配布しました。

次に、1枚おめくりいただき、3番目の意見に基づく当初案からの変更点についてです。

市民の皆様からいただいた御意見をもとに、2項目を記載、変更させていた

いただきました。まず、表の上段にありますNo.1の意見の概要です。

趣旨としては、施策の展開1「乳幼児期からの育ちを支える学びの充実」に関連し、親だけが子育てについての責任の全てを負うのではなく、「社会全体が子育てについて理解するために学ぶ機会が必要」という内容であります。

表の右側に、この御意見に対する構想の変更内容を記載しておりますが、関連計画である「新・さっぽろ子ども未来プラン」では、社会全体で子どもや子育て、家庭を支える視点を基本的な視点として位置づけていることを踏まえ、本構想にその旨を追加いたしました。

「構想」というインデックスがついたページからおめくりいただき、24ページ中ほどの、施策の展開1「乳幼児期からの育ちを支える学びの充実」をご覧ください。

具体的には、この項目の下から2行目以降、アンダーラインを引いている部分です。親だけではなく、広く市民を対象とした子育てに関する学びについて、下線部の記載を追加したところであります。

次に、先ほどの「パブリックコメント」というインデックスがついたページにお戻りいただき、2ページの表の下段をご覧ください。

No.2の意見概要であります。御意見の趣旨としては、施策の展開21「時代の変化に対応した生涯学習関連施設の運営、機能強化」の中で、名称が記載されていない施設についても学びの機会を提供しているので、追記してほしいという内容であります。

表の右側に、この御意見に対する構想の変更内容を記載しておりますが、施設の例示につきましては、札幌市の中期実施計画である、まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015で、拡充や機能強化が示された点などを考慮して、抜粋したものでしたが、いただいた御意見を踏まえ、再度、関係部局と調整し、書き込む施設名を整理させていただきました。

具体的には、「構想」というインデックスがついたページからおめくりいただきまして、35ページ上段の施策の展開21「時代の変化に対応した生涯学習関連施設の運営、機能強化」をご覧くださいと思います。

2行目の下線部に、博物館活動センターと環境プラザを追加しております。事業の例としても、（仮称）札幌博物館の計画策定についての記載を追加しております。

また、このほかの御意見の概要と札幌市の考え方につきましては、「パブリックコメント」のインデックスがついているページから3ページ目以降に、項目ごとに表で記載しております。御意見の内容としては、案と御意見の趣旨が同様と考えられるもの、また、案を修正しておりませんが、今後の施策の進め方等に参考とさせていただくもの、あるいは、案に対する質問などあります。

表の右側では、札幌市の考え方として、これらの御意見、御質問に対する考え方を記載しております。これらについては、本構想の変更を要するものではないとの事務局の判断から、参考として、本構想を策定する際に記載させていただきたいと考えております。報告は以上です。

○**長岡教育長** ありがとうございます。この第3次生涯学習推進構想につきましては、一旦、委員の皆さんにご覧いただき、パブリックコメントで市民の方々の御意見をたくさんいただきまして、その中で当初案から2項目を変更したというものであります。御質問や御意見がありましたらお願いします。

○**池田（光）委員** 今の「パブリックコメント」というインデックスがついている2ページの社会全体が子育てについて理解するという点についてですが、私も大事な視点だと思います。

その視点に対し、企業がどう関わられるかということは、これからとても大事だと思います。親か働きに出て、子どもは学校に行き、そして、親も子どもも家庭に戻って家庭生活を営む中での、企業の役割というのは、大きい比重を占めているという印象を受けています。

そこで、例えば、企業も、育児休暇を増やすとか、色々な学校活動に理解をして支援するなど、変革をしていこうという過程にあると思います。

企業の役割が大きいということがもう少し認識されると、この意味合いというのは、もっと具現化されていくのではないかという気がします。企業の役割について、内部で検討したことが何かありましたら、教えていただきたいと思います。

○**生涯学習部長** 構想全般にいえることですが、市民という表現の中には、企業も含まれるということだと思います。

御指摘の点で、社会全体という中に、その企業の取組もという文は、子ども未来局で策定しました「新・さっぽろ子ども未来プラン」の中に、そのような子育てをしやすい環境づくりということについても、触れておりますので、そのような動きを踏まえた今回の修正ということでもあります。

○**池田（光）委員** わかりました。企業も具体的にどのようにしていけばよいか迷っているところもあると思います。企業が、どのように進めていこうといったこともありますので、これから、企業を意識した指針のようなものもあってもよいのではという気がしたので、質問をさせていただきました。

○長岡教育長 そのほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、報告第1号については、以上といたします。



◎議案第1号 札幌市立高校教育改革方針の策定について

○長岡教育長 続きまして、議案に入ります。議案第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 議案第1号について、説明をさせていただきます。

「札幌市立高校教育改革方針」につきましては、昨年11月25日の教育委員会会議において、案として承認いただき、その後、11月30日の市長・副市長会議、12月12日の文教委員会を経まして、パブリックコメント手続を実施し、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

本日は、パブリックコメントでお寄せいただいた御意見を参考に、当初案に、一部変更を加え提出するものであります。

まず、パブリックコメントでお寄せいただいた御意見について、説明します。

資料2をご覧ください。意見募集の概要につきましては、1番目の「意見募集実施の概要」及び2番目の「パブリックコメントの内訳」にあるとおり、今年の1月12日から2月10日までの期間で実施し、68人から152件の御意見をいただきました。年齢構成については、幅広く各年代から寄せられております。

ページを1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

意見の内訳としては、第4章の3の施策及び主な事業・取組の内容の、基本的方向性1「生徒の個性や能力を伸ばす質の高い教育の充実」と、基本的方向性3「学校の取組を支える仕組みの構築」に関することに、多くの意見が寄せられました。

各御意見の詳細は、5ページ以降に、それぞれいただいた意見の概要とそれに対する札幌市教育委員会の考え方を記載しております。

これらの御意見を踏まえ、当初案から2項目を変更いたしました。ページをお戻りいただき、3ページをご覧ください。

変更内容につきましては、該当箇所も合わせて御説明いたしますので、資料1の札幌市立高校教育改革方針を合わせてご覧ください。

変更点については、赤字に下線を引いてお示ししております。1点目は、意見の概要の欄にあるとおり、「アクティブ・ラーニング」や「市立高校コンシェルジュ」などの専門的な用語は、説明文を併記するなど分かりやすい表現にすべきという御意見です。

これを踏まえ、資料1の1ページ、第1章、1番目の方針策定の背景・趣旨にあります「グローバル化」や、その下にある「アクティブ・ラーニング」という用語について、ページ下段に説明文を加えるなど、専門的な用語や外来語など21箇所について、日本語での言い換え又は説明を追加しました。

2点目は、資料2を1枚おめくりいただき、4ページをご覧ください。

「意見の概要」にあるとおり、成果の判断基準は生徒の満足度ではなく、「生徒自身にどのような力が身についたか」ではないか、成果指標を「市立高校の教育に満足している生徒の割合」や「市立高校の特色ある取り組みを今後も続けてほしいと考えている市民の割合」とするのはよいのか、という御意見であります。

これを踏まえ、資料1の32ページ、第5章、3番目の成果指標一覧の表の右側ですが、指標設定の考え方の欄で、市立高校の教育に満足している生徒の割合に関しては、「身につけた力などを基にした生徒の満足度」である旨、市立高校の特色ある取組を今後も続けてほしいと考えている市民の割合に関しては、市民全般ではなく、「市立高校の教育に参加・協力している市民や企業などが特色ある取組を今後も続けてほしい」と考えているのか、その理解度を示す指標である旨の記述を追加しました。

その他の御意見につきましては、案と意見の趣旨が同様と考えられるというものや、案を修正しておりませんが、今後の施策の実施において参考とするものがありました。これらは、方針を変更するものではありませんので、参考までにご覧ください。

以上、パブリックコメント実施後の変更点等について、御説明させていただきました。本議案を御承認いただけましたら、今月中に公表し、4月から施行したいと考えております。

議案第1号の説明は以上であります。御審議のほど、よろしく願いたします。

○**長岡教育長** ありがとうございます。議案第1号については、一度ご覧いただき、パブリックコメントを経て最終的にこのようにしたいといった内容です。

全般的に何か御意見や御質問がありましたら願いたします。

○**池田（官）委員** パブリックコメントによる修正点の二点目で、成果指標に関する御意見は、確かにもっともではないかと鋭い指摘ではないかと思えます。

それを受けて、修正したことはよいことだと思いますが、この修正だけにとどまらず、満足度というよりは、生徒自身がどういうことを学び、どのように変わり、どのようなことを身につけたのかということは何らかの形で追跡したり、評価できるようにするということは、今後の検討課題ということにはなると思いますが、常に頭に置いておかなければならないことだと思います。

そういう意味で、非常に鋭い御意見をいただき、大変よろしかったのではないかと感じました。

○佐藤委員 現役世代も含めて、非常に多くの方からたくさんの意見をいただいて、しかも、その内容は、非常に建設的なものが多いといった印象を受けたのですが、修正まで至らなくても、今後の方針を考えるに当たって、特に参考になる意見、目立った意見などがあれば、教えていただきたいと思います。

○高等学校プロジェクト担当係長 例えば、資料2の16ページ、「地域に貢献する人材の育成」という箇所ですが、学校を題材にしたような学びをしっかりとやる必要があるのではないかといった意見もありますので、このようなところにも、今後、力を入れてやっていかなければならないと考えております。

○佐藤委員 19歳以下の意見提出者は17名ということでしたが、おそらく現役の高校生と推測される方からの意見で、参考になるようなものはありましたか。

○高等学校プロジェクト担当係長 先ほどお伝えした地域の学びというのが、高校生の方からいただいたものでしたので、若い方もそのような考えを持っているのかということを感じました。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○池田（光）委員 地域に学ぶということで、地域の方々に講師になっていただいて、色々なカリキュラムを組んでいますが、実際、生徒たちの興味は、広がっているものなのですか。

○中等教育学校担当係長 各高校で例えば、地域の方から郷土の歴史を語っていただく、あるいは、定山溪の開湯150年とあわせて、特別プログラムを組んで、一緒に学習してみようというような色々なテーマで取組を進めているのですが、高校生なので、全ての子どもが一つのテーマに興味、関心を示すというよりは、学校で幾つかのテーマによる取組をしたときに、高校生があるテーマに深く学んでいこうと、例えば、次の年の職場体験学習のときにそれに絡む施設に行こうということになります。

高校としては、幾つかのメニューを子どもたちから聞いてもらって、その中から興味のあるテーマを掘り下げてもらおうということが、進めている取組になっております。

○池田（光）委員 カリキュラムの件数を見ると、そこまで増えてきているわけではないので、子供たちに興味がないのでしょうか。

○中等教育学校担当係長 学校の他の教科の学習などがある中で、そのような取組にかけられる時間は、全体の枠としては限りがありますので、前年のアンケート結果を見ながら、今年度は、そこに何を盛り込んでいこうかといったようなところがあります。

したがって、どんどん増えていくということには、なかなかならない現状があります。

○池田（光）委員 もし問題がなければ、時間の制限のようなものを撤廃することができるような環境なのでしょうか。

○中等教育学校担当係長 教科によって学ぶ時間というのは大体決まっておりますので、そこを変えるわけにはいきません。その一方で、選択科目の中で、より深く学びたい子どもは、普通の教科ではなくて、そのような科目を選択して学んでいくということも可能です。取組が広まってくれば、そのような科目なども少しずつ広がっていくかと思えます。

○池田（光）委員 今回の改革方針の策定に当たって、この規制が今の社会情勢に合わないとか、例えば、国にこのようにしたほうがよいのではないかということで、具現化しようといった場面はありましたか。

先ほど、カリキュラムで決められた時間で勉強しなければならないと決まっていると説明がありましたが、例えば、地域によって、もう少し自由枠が欲しいということはあるのでしょうか。

○中等教育学校担当係長 高校の中では、どうしても最低限の基礎、基本を学ぶという部分と、特色化の部分があります。

国のほうでも、特色ある学校をつくることによって、その方面のところを深く学ぶ、そのような制度が前回の高校改革の10年前ぐらいからスタートしています。

したがって、その制度も使いながら特色を打ち出していくということが、現在の方向性かと考えております。

○長岡教育長 ほかにありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第1号につきましては、提案どおり決定すると

いうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定されました。

◎議案第2号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 続きまして、議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

○学校施設担当部長 議案第2号につきまして、御説明します。

本案は、平成29年度の学校給食の実施に当たり、同規則の別表で定める複数校給食、いわゆる親子給食の組み合わせの一部改正について、御審議いただくものであります。

資料の「変更内容」というインデックスがついているページをお開きください。平成29年度、複数校給食実施形態の変更内容についてであります。

まず、札幌市の給食実施形態であります。自校分のみを調理する単独調理校方式と、自校分に加え、近隣の調理施設を持たない被供給校分も合わせて調理する複数校給食方式の二つの形態で実施しております。

次に、2番目の変更内容であります。大きく分けて4点あります。

まず、1点目は、(1)の学校改築等に伴う変更であります。説明文を記載しておりますが、図を見ていただきながら、説明をさせていただきます。

この図の左側が、今年度の実施形態です。それから右側に向かう矢印の先が、来年度の形態として、変更するものになります。

まず、二条小学校ですが、改築により、平成29年度から調理を開始します。同校は、衛生管理面で優れるドライシステムを備えておりますので、同システムを備えていない宮の森小学校に代わり、調理施設を持たない日新小学校に新たに供給します。

これに伴い、宮の森小学校は単独調理校とします。また、検収室がないなどの課題があった盤溪小学校につきましては、調理校とはせず、これまで二条小学校に供給していた円山小学校から供給を受けるように変更いたします。

次に、(2)運搬距離の短縮化に伴う変更です。これは、運搬距離の短縮化を図るため、羊丘小学校への供給校を、これまで西岡南小学校から月寒東小学校に変更するとともに、検収室がないなど衛生管理上課題があった西岡小学校は調理校とせず、西岡南小学校から供給するように変更します。

次のページをご覧ください。(3)大規模校の単独校化に伴う変更であります。これまで調理室がなかった二十四軒小学校は、桑園小学校から供給されておりましたが、桑園小学校は児童数が増加していることから単独調理校とし、二十四軒小学校には、発寒小学校から供給を受けるという形に変更します。

最後に、(4)の学校新設に伴う変更です。

市立札幌みなみの杜高等支援学校が、4月から開校しますが、同校は調理施

設を有しておりませんので、これまで単独調理校であった真駒内曙中学校から供給されるものになります。

続きまして、最後のページに、条例改正というインデックスがついておりますので、お開きいただきたいと思います。

これは、昨年、改正したものです。「札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例」の施行に伴い、篠路中学校の被供給校である北海道札幌市立豊明高等養護学校の校名が、この29年4月1日から、市立札幌豊明高等支援学校に改められますので、本規則においても同様の改正が必要とされます。

これらに伴う規則の部分については、新旧対照表というインデックスがついているページにある表に、先ほど御説明した内容についての記載があります。

本件に関する説明は、以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**長岡教育長** ありがとうございます。議案第2号について、御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

○**池田（光）委員** 複数校への供給の話ですが、今回、アスベスト関連で、複数校に供給する学校の大切さを改めて感じましたが、その点の議論は、今回の規則改正案では、必要ないのでしょうか。

例えば、地震があったときに、供給校がどのような役割をするかという議論というのは、この場ではないということなのでしょうか。

○**学校施設担当部長** はい。今回の改正は、改築等に伴う微修正ということになります。

○**池田（光）委員** 事務的に、そのような意見交換はなかったのでしょうか。

○**学校施設担当部長** アスベスト問題のときは、単独調理校が、新たな供給校となりました。そのような意味では、単独調理校の校数をある程度確保しておかなければ、いざというときに機能しなくなるおそれがあるということがあります。

行政改革的な意味合いでいけば、調理校を減らしたほうがトータルの費用自体は下がるのですが、一定数の単独調理校を確保しておかなければ、災害時に対応できなくなりますので、そのあたりのバランスをどのようにとっていくかという点については、これから検討が必要になると思います。

○**池田（光）委員** わかりました。いずれにしても、今回のこの提案の議論と

は対象外ということですね。ただ、その点について、1度議論をしておくことが必要なのではないかと感じました。

○**学校施設担当部長** 老朽化に伴って給食室も改修していかなければなりません。そのような中で、全体の整備計画の中で考慮していくべき課題と捉えております。議会等でも、そのような災害時に給食がストップしない体制づくりというものが求められており、我々も、それは重要な事項として認識しております。これから検討していく際には、今、委員からお話がありました部分も併せて検討したいと思います。

○**池田（光）委員** 東京など首都圏では、調理施設をたくさん保有し、対応できるような大手企業があって、そのようなところとタイアップするとよいのではないかという話も、何かのときに聞いたことがありました。

北海道はそのような企業がたくさんあるわけではないのですが、色々なことがあったときに、どんな形であれ、協力し合っていけるかどうかということは大事なことだと思っております。そのあたりの議論を、少しでも行っていただけるとありがたいです。

○**池田（官）委員** 私も、規則の改正自体は、問題はないと思います。池田（光）委員と同じように、やはり、バックアップシステムというものを常に頭に置いていかなければならないということを改めて思いました。

○**長岡教育長** ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○**長岡教育長** それでは、議案第2号については、提案どおり決定するということがよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**長岡教育長** それでは、議案第2号については、提案どおり決定いたします。



◎議案第 3 号 札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則案

◎議案第 4 号 札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 続きまして、議案第 3 号及び第 4 号ですが、いずれも札幌開成高等学校の閉校に伴うものなので、まとめて御説明、御審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第 3 号及び第 4 号はまとめて、説明、審議を行います。事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第 3 号及び第 4 号について、御説明いたします。

まず、お配りしている議案第 3 号の資料のうち、「参考資料」というインデックスがついたページをご覧ください。

こちらは、平成27年度以降の札幌開成中等教育学校及び札幌開成高等学校の生徒定員数の推移をお示ししたものであります。平成27年度の開成中等教育学校の開校に伴い、開成高等学校は生徒の募集を停止しており、平成28年度の卒業生をもって全生徒が卒業し、閉校となります。

それでは、議案第 3 号の札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則案をご覧ください。

今年度の札幌開成高等学校の閉校に伴い、札幌市立学校設置条例を改正する必要がありましたが、条例の改正自体は、平成25年 3 月 28 日付で実施済みです。

ただし、一番下の(理由)に記載しておりますが、施行期日については、札幌開成高等学校の閉校に合わせ、別途教育委員会が定めることとしております。つきましては、改正済みの条例の施行期日を平成29年 4 月 1 日と定めるものであります。

続きまして、議案第 4 号 札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案であります。

新旧対照表というインデックスのついたページをご覧ください。

こちらにつきましては、高校学則第13条第 2 項のうち、札幌開成高等学校のみの学科であるコズモサイエンス科の記述を削るとともに、次のページにあります学校別の定員数等を定めた表から、札幌開成高等学校の記載を削るものです。改正の施行期日につきましては、議案第 3 号と同様に平成29年 4 月 1 日としております。

なお、平成26年度より段階的に行っておりました札幌開成中等教育学校、札幌開成高等学校の生徒定員数の規則改正につきましては、今回の改正をもって完了となることを申し添えます。説明は以上です。御審議のほどよろしく願います。

○長岡教育長 ただいま、議案第3号及び第4号について、一括して説明がりましたが、両議案に係る御質問や御意見がありましたらお願いします。

○池田（光）委員 要するに、規則から、札幌開成高等学校の名称がなくなるということなのでしょうか。

○学校教育部長 そうです。札幌開成高等学校の名称もなくなりますし、それに伴って、札幌開成高等学校で行っているコズモサイエンス科というのもなくなりますので、それを4月1日から施行するという事です。

○長岡教育長 8校体制が7校になりまして、端的に言えば、札幌開成高等学校が、1つの中等教育学校、つまり、札幌開成中等教育学校に振りかわるということなんです。

議案第3号では、改正済みの条例の施行期日を平成29年4月1日と定め、議案第4号では、高校学則から開成高校のみの学科であるコズモサイエンス科の記述を削るとともに、学校別の定員数等を定めた表から、開成高校の記載を削るということの説明です。

○佐藤委員 確認ですが、開成高等学校の3年生で留年した方は1人もいないのですか。皆さん、卒業されたのですか。

○学校教育部長 おりません。

○長岡教育長 そこは、先生たちは、相当に気を遣って、そうさせないようにきちんとやられたのではないかと思います。

開成高等学校の960名が、開成中等教育学校にかわって960名で、生徒の規模は同じなのですね。3学年が6学年になるのですね。

○長岡教育長 ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第3号及び第4号については、提案どおり決定するということにいたします。

◎議案第5号 札幌市立小中学校適正配置審議会設置規則案

○長岡教育長 続きまして、議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

○学校施設担当部長 それでは、議案第5号について、私から御説明します。

まず、背景について御説明いたします。教育委員会では、子どもたちに良好な教育環境を提供するため、平成19年に、札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針を策定し、市内各地域で学校規模適正化の取組を進めてきております。

一方で、取組の間にも少子化はさらに進行し、児童生徒数の減少が進んでいるほか、今後、クラス替えができないような小規模な学校が急増することも想定されております。

また、近年、札幌市では、小学校を拠点とした地域のまちづくりが進められているほか、今後、学校施設の多くが、一斉に更新・改修時期を迎えるなど、学校規模適正化を取り巻く環境は、平成19年当時と大きく変化しております。

このような認識を踏まえ、今後も進行が見込まれる学校小規模化への対応に加え、まちづくりや市有施設維持の観点にも配慮した取組にしていくことを目的として、現在の基本方針の見直しについて検討していきたいと考えております。

なお、学校規模適正化、いわゆる学校の統合再編という部分に関しましては、市民の関心も高く、今後の方針を検討する際には、学識経験者や学校関係者、さらには一般の市民など、幅広く御意見をお聞きする必要があります。

このため、基本方針の見直しについて、検討を行うための審議会を設置するとともに、その組織や運営について必要な事項を定めるため、本日、審議会の設置規則案をお諮りさせていただくものであります。

それでは、お手元の議案第5号の規則案の内容について御説明いたします。

まず、規則の名称であります。札幌市立小中学校適正配置審議会設置規則(案)としております。

次に、第1条の審議会の設置についてですが、平成19年に策定した学校規模の適正化に関する基本方針の見直しについて御審議いただくため、札幌市附属機関設置条例第2条第2項に基づく1年以内の臨時的附属機関として設置するものであります。

続いて、第2条、審議会の組織ですが、委員は12人以内とし、学識経験者やその他適当と認められるものの中から教育委員会が委嘱、任命することとしております。

続いて、第3条、審議会には会長、副会長を置くこととし、その役割等を規

定しております。また、続く第4条では、審議会の招集や議長については会長が担うこと。また、審議会の定足数や議決の方法等について規定しております。

続きまして、2ページ目の第5条から第7条では、必要に応じて、会議に関係者の出席を可能とすることや、審議会の庶務は教育委員会事務局で行うこと、さらには、規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項については、会長が審議会に諮って定めることなどを規定しております。

最後に、附則部分についても補足させていただきます。

まずは、第1項の施行期日についてであります。

本日、規則案について、委員の皆様の御承認が得られましたら、今後、事務局において審議会委員の具体的な人選や公募委員の募集手続などを進めてまいりたいと考えております。

これらの手続には、一定の期間を要することが見込まれますことから、附則第1項において、同規則の施行日を原則、平成29年5月1日と定めております。

なお、審議会委員の委嘱に当たりましては、具体的な人選等が決定次第、別途教育委員会会議にお諮りしたいと考えております。

続きまして、第2項の規則の失効についてであります。

今回の基本方針の見直しについては、平成29年度中を目途に実施する予定であります。このため、冒頭にも御説明しましたとおり、本審議会を札幌市附属機関設置条例第2条第2項に基づく1年以内の臨時的附属機関として設置したいと考えており、その関係から本規則の失効日を、あらかじめ平成30年3月31日と定めるものであります。説明は以上であります。御審議をお願いいたします。

○長岡教育長 ありがとうございます。ただいま、議案第5号について説明がありましたが、附属機関としての、小中学校の適正配置に係る審議会の立ち上げについての内容であります。御質問、御意見はありますでしょうか。

○池田（官）委員 第1条の基本方針の見直しですが、具体的にどのぐらいのことをどの程度まで審議会で議論、審議していくのかということが、やや不明確な印象を受けております。

そこをもう少し明記する必要はないのかということと、もし明記しないのであれば、この基本方針の見直しについては、この時点で、具体的に、どのような内容を想定しているのかということをお説明いただきたいと思っております。

○学校規模適正化担当課長 基本方針の見直しの内容で、現在想定していることについて、御説明させていただきます。

あくまで、今、私どもで考えているものですがけれども、例えば、取組の対象校をどのようにするか、そして、小規模校は数多くありますので、どのような形で優先順位をつけて取り組んでいくか、また、検討の手法などについても、御検討いただきたいと思いますと考えています。

○**学校施設担当部長** 私どもがこれまで10年間取り組んできた中で、課題として浮き彫りになっていることが幾つかあります。

対象地域を選定するに当たっての考え方や、その地域で検討していく際の進め方など、地域の方々にとって、あるいは学校関係者にとって負担感が生じていると感じております。

現状は、統合の是非も含めての検討をしていただいておりますので、教育委員会として、やはり子どもたちの教育環境を整えるということを主眼に置いた取組手法などについて審議していただきたいと思いますと考えております。

○**池田（光）委員** 今までの統合などのときは、地域の方たちの思いというのは、計り知れないくらい重いものがありますし、それは当然だと思います。

それを乗り越えて、一つにまとめていくというのは、相当大的なエネルギーが必要です。当初からある程度、大きな方針を出して、それに基づいて細部のすり合わせをしていく必要はあると思います。

そこで、その審議会が、どのような方たちが加わって議論するかというところは、重要になると思うのです。

例えば、都市計画の議論まで入れた学校の適正配置をするのか、今、教育委員会の課題を重点に置いた取組にするのかというあたりのところが、今回は問われるところではないかと思えます。まちづくりとしての学校のあり方といいますか、適正配置のあり方ということも、これから大事な議論になってくると思えます。

そのあたりの審議会の構成については、どのようなイメージをお持ちなのでしょう。

○**学校施設担当部長** 今、質問がありました、教育に特化した形にするか、まちづくりの要素も入れるかによっては、特に委員の人選、学識経験者や有識者、あるいはほかの委員の構成に影響します。今まさに検討しているところではありますが、ここで、もし御意見等を賜れば、そのあたりも加味したいと思います。

いずれにしても、委員の人選については、またお諮りしますので、それまでに、それらを考慮して、行いたいと思っております。

○池田（光）委員 私は、基本方針というものを、もう少しかみ砕いていく必要があるのではないかと思います。

私は、都市計画も加えた色々な局面からのあり方を検討する中で、教育委員会としての立場にしっかり重点を置いていくという考え方で、少し大きく広げてみて、そこから、現実在即していくという考え方のほうがよいのではないかと思います。

この1年という期間であれば、そこまでは議論できないのではないかとといった懸念もあり、少し悩むところだと思っています。

進め方については、地域の方たちの思いというのはすごく大事なのですが、ずっとこだわっていると、全体像も見えなくなってくる場面もあるかもしれないので、大きな方針を示して進めたほうが、議論が進んでいくのではないかと、今日の話聞いていて感じました。

○池田（官）委員 これまで、地域の方たちにかんがりの部分、統合など適正配置の基本方針に関する是非のところまで議論していただいていたので、それを私たち教育行政のほうから、案や骨組み、情報なりをもう少し提示したり、色々なことができるような形にしていくといった取組手法に関して検討する審議会だと理解しています。

先ほどの御説明にもありましたが、これまでの経緯を伺って、もっともなことだとは思いますが、その反面、これまで地域の住民の方や市民の方たちに、かなりのことが決定できるような権限とまではいかないかもしれませんが、かなり行政のほうに来るということで、この審議会の中身というのは、結構大きいことのような気がするのです。

そして、そのような大きいことの割には、基本方針の見直しについてとか、どのような方たちに委員になってもらうのかという部分が比較的あっさりした規則案だという印象を受けました。

ただし、1年間ということもありますし、この案を比較的簡素なものにしておいて、今言ったことや、池田（光）委員から御指摘があったことについても、十分留意しながら、実際に運用していくということであれば、それでよろしいのかと思います。

繰り返しになりますが、設置のことや組織のことがややあっさりしていて、進め方によっては、教育委員会あるいは審議会で、地域の住民の方の声などから少し離れたような形で進んでいきかねないのではないかと懸念を感じます。運用するときには、そのようなことに十分留意する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○**学校施設担当部長** そのあたりは、この審議会に、教育委員会から諮問する形になりますので、そのときに、今、御指摘いただいた部分について、十分に配慮した課題として挙げて、議論いただくような形をとりたいと思います。

○**池田（光）委員** 確認ですが、統廃合とスクールバスとの費用とといいますか、運営費の取り合わせというのは、どうなのかといつも思っております。

もしかすると、これから、統廃合が進んでいくと、スクールバスが活用されるような時代になってくるかと思えます。そのときに、スクールバスの負担感というのはどうなのかと思えます。余りにも負担が大きければ、もっと現実的なことを考えなければいけないと思えます。

また、その費用負担を考えたときに、スクールバスでいけそうだということになれば、色々なバリエーションがつかれそうな気がするのですが、そのような議論はされているのでしょうか。

○**学校施設担当部長** 内部的には、これまでのプランで基本方針に基づく実際の地域選定プランでは、隣接している小規模校同士の統合ということが主だったものですから、通学距離上、バスが必要となるほどの地域を選定してこなかった部分がありました。

今後におきましては、加速度的に少子化が進みますので、従来のそのようなことにとらわれていては、規模の適正化がなかなか確保できません。そうなれば、今、池田（光）委員がおっしゃったような、スクールバスの検討が必要になってくるものと、内部的に思っているところです。

その際の経費等ということに関して言えば、明確にはお話しできませんが、4校を1校に統合した資生館の例でいけば、1年間で4,000万円ほどがスクールバスにかかっております。一方で、学校が1校なくなったことにより、施設の維持管理費等が、減価償却的なものも含めて、長期的にどのぐらいになるかということは、具体的にはまだ出しておりません。

○**池田（光）委員** そういう議論まで必要になると感じたので、池田（官）委員がおっしゃったように、いろいろな局面から考えていただければありがたいと思います。

○**長岡教育長** ここで、一つ根っこのところを押さえておかなければいけないのは、議論の中には、確かに費用ということも出てくると思いますが、スクールバスの議論も出てくると思いますが、我々教育委員会としては、そこに設置する審議会として、児童生徒の教育環境をちゃんと整備してあげる、教育環境



を良好なものにしてあげる。そのために、小規模校でクラス替えをできなくなるような小学校であれば、それは放置することはできないので、どうやったら、その子どもたちの教育環境をよくしてあげることができるのか、そのようなことを審議してもらうための適正配置審議会です。

その延長上に、委員の皆さんはこれまでもご覧いただいております。おわかりになっていると思いますけれども、まちづくりの観点や、スクールバスの必要性などのことが出てくると思います。ですから、その根っこの議論をしていただくということを主眼に考えていかなければいけない審議会なのかなと思っております。

○池田（光）委員 わかりました。いずれにせよ、大切な審議会ですね。

○長岡教育長 そうですね。シミュレーションは何年後でしたか。20年後ですか。今の小学校が、20年後も200あるとして、その2割から3割ぐらいが小規模校になるのですか。

○学校規模適正化担当課長 4割です。推計とはいえ参考までの粗いものですが、このまま、今と同じような形で増えたり、減ったりしていった場合です。現時点で、取組を進めている学校も含めてではありますが、小学校が約200校の中の40校が小規模校です。

○学校施設担当部長 ですから、20年後には2倍になり、80校ぐらいは小規模校化するというような、本当に粗い推計です。

○長岡教育長 ですから、お話のとおり、重要な問題を審議していただく審議会になると思います。

○池田（光）委員 わかりました。

○長岡教育長 議案第5号につきましては、この設置規則ということで決定するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第5号については、提案どおり決定されました。

◎議案第6号 札幌市就学援助審議会に対する諮問について

○長岡教育長 続きまして、議案第6号について、事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 議案第6号について、御説明いたします。

本議案は、平成30年度以降の就学援助認定基準額及び支給費目等について、札幌市就学援助審議会に対して諮問するため、提出するものであります。

まず、「資料1」というインデックスがついたページをご覧ください。

就学援助制度は、学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の援助を行う制度であります。

実施は市町村の義務であります。助成対象者の要件、援助内容、援助方法は、各市町村の判断で内容を決定することができます。

就学援助の対象となるケースといたしましては、資料中段の2の(1)にお示ししております。生活保護が廃止になった、児童扶養手当を受給したなどに該当する場合に就学援助の対象となります。

また、2(2)の表は、年収の基準額を表しており、世帯年収が、この金額以下であっても就学援助の対象となります。

この基準額は、毎年、前年の生活保護基準額に一定の比率をかけて算定しており、原則、生活保護基準額と連動する仕組みとなっております。しかしながら、平成25年に生活保護基準の大幅な引下げが決定し、就学援助制度に影響が及ぶこととなりましたことから、平成26年度、就学援助審議会に対し、就学援助基準額のあり方等について諮問いたしました。

その結果、平成27年度以降、就学援助基準額を生活保護基準に連動させず、一定期間後に経済状況等を確認し、見直しを行うことが望ましいとの答申がなされ、教育委員会会議における審議の結果、平成27年から3年程度は、平成26年度の基準額を使用することを決定いただきました。

本議案は当時の決定を踏まえ、平成30年度以降の基準額のあり方について、就学援助審議会に諮問するものであります。

また、就学援助の支給費目を資料下段の3の表に示しております。支給費目につきましても、市議会等において、現在支給していないクラブ活動費、生徒会費、PTA会費などの費目の追加や、支給時期の早期化を求める意見がありますことから、これらのあり方についても、就学援助審議会において御意見を賜りたく諮問するものであります。

なお、参考までに、札幌市就学援助審議会条例を、インデックスの「資料2」として添付しております。説明は以上です。御審議のほどをよろしく願います。

たします。

○**長岡教育長** ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

○**池田（光）委員** 質問ですが、生活保護基準に連動させるという点について、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。今までは、変更になったときからすぐに基準を連動させていたのですか。

○**教育推進課長** 平成26年度までは、生活保護基準額に1.1倍を単純に掛けた額です。生活保護基準額は、毎年度、見直しが行われておりますが、平成26年から27年の時期に大幅に減額となることがありました。生活保護基準に合わせると、就学援助の基準額も大幅に下げなければいけないということがありましたので、その影響を鑑みて、私どもは、平成26年度の生活保護基準額をそのまま1.1倍した数字ということにいたしました。

○**池田（光）委員** 生活保護基準の引き下げには連動させないことにしたのですね。わかりました。そのような素晴らしい判断は、どなたがされたのですか。

○**教育推進課長** 生活保護基準に準じた額を設定額としているものが、就学援助以外にもあります。

生活保護の引き下げが他の制度にできる限り影響を及ぼないようにすることを基本的な考え方とする旨、国から通知があり、それを受け、各自治体で判断をしたということになります。

○**池田（官）委員** 資料1に関してですが、札幌市の就学援助支給費目というのは、現行のものということですか。

○**教育推進課長** そうです。

○**池田（官）委員** 先ほど、その下の※印のことについて御説明があったのですが、二つ目の※について、お聞かせください。国は上記のほかに、上記のほかというのは、札幌市が、今、支給している費目のほかに、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を追加しているということで、これらについては、現時点では、札幌市では支給していないと理解してよろしいですか。

○**学校教育部長** その支給についても、諮問していただきたいと考えております。

○**池田（官）委員** その諮問内容の支給費目については、これをどうしますかということも諮問して下さるといふことでよろしいのですね。

それから、支給の時期についてですが、これも説明にありましたけれども、よく話題になると思います。例えば、入学される方でしたら、支給の時期を入学前にとか、そういった議論を耳にすることはありますが、その点についても諮問はするのでしょうか。それとも、諮問外の事項ということになるのでしょうか。

○**学校教育部長** 実は、今年度、補正予算を組み、中学校に新たに入学される1年生に対して、小学校6年生の段階で前倒して支給するということを進めております。このほかに、小学校入学前に支給できないかといった点について、この審議会の中で検討していただくということになります。

○**池田（官）委員** その支給時期についても検討していただくということなのですね。費目や支給時期についても、よく議論していただけるようお願いしたいと思います。

○**池田（光）委員** この制度について、ほかの地域との連動、例えば、旭川や函館などはどのようにしているのでしょうか。前に、就職支援の関係でかかわったときに、札幌の支援率が非常に良いので、札幌に転勤したいという親がいらっしゃいました。ほかの地域と比べてどうなのでしょう。

○**教育推進課長** まず、各都市で若干の差が出るのは、「資料1」の真ん中よりちょっと上の方にある世帯全員の収入の合計額の基準です。これが、各都市によってばらつきがあり、札幌市は、政令市の中では低いほうです。結構厳しい基準になっております。

道内のほかの都市でも、札幌市に近いところが多いのですが、やはり、ばらつきがある状況です。

ただ、なぜ札幌市が低いのかという理由ですが、北海道は冬場にスキー授業があります。スキーは、体育実技用具という表現になるのですが、この金額が結構かかります。したがって、1世帯当たりの助成額というのは、政令指定都市の中では、一番多くなっている状況です。

そのような状況がありますので、基準となる収入自体は、若干低目にはなっ

ております。ただ、この収入の見方は、給料を手取りで見るとか、控除後の金額で見るとか、実際の全部の支給額で見るとか、また、その金額だけではなくて、どこまでの金額をそこから控除して入れるのかとか、そのような細かい部分に違いがありますので、一概に全部が低いというわけではありません。

今回は、そのあたりの状況も含めて、審議会のほうに説明をさせていただきたいと考えております。

○長岡教育長 ほかにありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第6号の就学援助審議会に対する諮問については、提案どおりの内容で決定することといたします。

議案第7号からは、公開しないことといたしますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

**以下 非公開**